

## ○鏡野町電子申請・届出システム利用規約

令和3年8月17日

告示第70号

改正 令和5年3月30日告示第28号

令和5年6月30日告示第63号

令和5年9月28日告示第79号

(目的)

第1条 この告示は、鏡野町電子申請・届出システム（以下「本システム」といいます。）を利用して鏡野町（以下「町」といいます。）に対し、スマートフォンとマイナンバーカードの署名用電子証明書を利用しインターネットを通じて申請・届出等を行う場合の手續について必要な事項を定めるものです。

(利用規約の同意)

第2条 本システムを利用して申請・届出等手續を行うためには、この告示に同意していただくことが必要です。このことを前提に、町は本システムのサービスを提供します。本システムをご利用された方は、この告示に同意されたものとみなします。何らかの理由によりこの告示に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことができません。なお、閲覧のみについても、この告示に同意されたものとみなします。

(1) 本システムの郵送請求システム部分を利用する場合の同意事項

ア 委任による請求はできません。

イ 手数料は、鏡野町手数料徴収条例（平成17年鏡野町条例第101号）の規定によるものとします。

ウ 町が申請者に対して申請に係る証明書等を郵送する場合の送料は、日本郵政株式会社のためによるものとします。

エ 町が申請者に対して申請に係る証明書等を郵送する場合の封筒及び封筒料金は、町が指定したものによるものとします。

オ イからエまでの料金の支払は、本システムのクレジットカード（VISA、MASTER、AMEX、JCB、DISCOVER、DINERS）による前払（以下「クレジットカード決済」といいます。）の方法によるものとします。

カ クレジットカード決済前のキャンセルは可能ですが、入金後の返品・返金はで

きません。

キ 書面での領収書は、発行しません。

(2) 本システムの申請・届出システム部分を利用する場合の同意事項

ア 各種の申請又は届出をする時に添付が必要な書類のうち町が重要と判断したものについては、原本を提出していただく場合があります。

(3) 本システムの補助金申請システム部分を利用する場合の同意事項

ア 補助金等の申請をする時に、補助金等を受け入れる金融機関口座を登録するものとします。

イ 鏡野町補助金等交付規則（平成17年鏡野町規則第47号）第4条第3項の規定により、補助金等交付決定審査のため、前年度分までにおける申請者の世帯に係る鏡野町税条例（平成17年鏡野町条例第95号）第3条に規定する町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、下水道使用料、保育料（給食費を含む。）及び学校給食費等の納税等状況を調査することに同意していただく必要があります。

ウ 補助金等交付決定通知書、補助金等変更交付決定通知書、補助金等額の確定通知書及び補助金等交付決定兼額の確定通知書の公印は省略し、書面での通知書は、発行しません。

エ 補助金等実績報告書（実績報告を要しない交付申請の場合には、補助金等交付申請書）が受理され、補助金等額の確定通知書が送付された場合には、鏡野町補助金等交付規則第9条第2項の請求書の提出があったものとみなします。

オ 書面による補助金等の支払通知書の発行に代えて、本システムで支払完了の通知を行います。

カ 補助金等交付申請書又は補助金等実績報告書に添付する書類（以下「添付書類」といいます。）で町が重要と判断したものについては、原本を提出していただく場合があります。

キ 添付書類は、額の確定通知書に記載された年度の翌年度から5年間保存するものとします。

（自己責任の原則）

第3条 本システムが障害その他の理由により利用できなくなった場合は、利用者は、他の方法による手続を行うこととし、このことをご承知して頂いた上で本システムを

ご利用ください。

(利用時間)

第4条 本システムは、原則として24時間利用することができます。ただし、定期点検や緊急の保守・点検を行う場合は、本システムの一部又は全部を停止することがあります。本システムの運用停止を行う場合は、本システムのポータルサイトで事前にお知らせしますが、予告なしで停止することもありますので、あらかじめご了承ください。

(利用可能な文字)

第5条 本システムにおいて使用可能な文字は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める文字に限り、その他の外字又は機種依存文字等の使用はできないものとします。

- (1) 半角カタカナ、半角英数字、半角記号 (半角空白! ' " # \$ % & () \* +, - . / : ; < = > ? @ [ \ ] ^ \_ { | } ~)
- (2) 全角平仮名、全角カタカナ、全角英数字、全角記号 (全角空白・：；？！`° ~¨¨¨ˆˉ\_、ゝゞリ全々ズ〇——- / \ ~ // | …… ‘ ’ “ ” () [] {} < > 《 》 「 」 『 』 【 】 + - ± × ÷ = ≠ < > ≤ ≥ ∞ ∴ ∕ ° ' ° " ° ℃ ¥ \$ ¢ £ % # & \* @ § ☆ ★ ○ ● ◎ ◇ ◆ □ ■ △ ▲ ▽ ▼ ※ 〒 → ← ↑ ↓ =)
- (3) JIS第1水準漢字及びJIS第2水準漢字
- (4) 補助漢字
- (5) JIS第3水準漢字及びJIS第4水準漢字 (ただし、サロゲートペア、CJK統合漢字拡張文字Aを除く。)

(禁止事項)

第6条 本システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本システムを町への申請・届出等手続以外の目的で利用すること。
- (2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害、破壊すること。
- (4) 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 他の利用者のマイナンバーカードを不正に使用すること。
- (6) 他者のプライバシーを侵害する行為をすること。
- (7) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

(禁止行為に対する防御措置)

第7条 町は、前条各号のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があるとするに足りる相当な理由がある場合は、当該行為を行った利用者による本システムの利用を停止する等必要な措置を行うことができるものとします。

(免責事項)

第8条 町は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して一切の責任を負いません。

2 町は、その裁量において、本システムの改修、運用停止又は中断等を利用者への予告なく行うことができることとします。また、これにより生じたいかなる損害に対して、一切の責任を負いません。

3 町は、利用者が使用するスマートフォンの障害、不具合、通信回線上の障害その他町の責めに帰さない理由による本システムの障害等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負いません。

4 町は、団体に係る補助金等の申請を代表者以外の者が代理で申請したことにより、当該団体に損害を与えた場合であっても、町は一切の責任を負いません。

(著作権)

第9条 本システムに含まれているプログラム及びその他著作物に関する著作権は、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。本システムに含まれているプログラム及びその他著作物の修正、複製、改ざん又は販売等の行為を禁じます。

(個人情報の保護)

第10条 利用者の個人情報については、個人情報保護関連法令及び鏡野町個人情報保護法施行条例（令和5年鏡野町条例第1号）並びに町が別に定める鏡野町個人情報保護指針（プライバシーポリシー）（令和3年鏡野町告示第71号）に基づき、その保護を行うこととします。

(団体に係る補助金等の申請を代表者以外の者が代理で申請する手続)

第11条 団体に係る補助金等の申請を代表者以外の者に申請をさせようとする代表者は、事前に補助金等を交付する所管と協議し承認を得なければなりません。

2 前項の協議で承認された場合は、当該代理権を受けて本システムを操作するシステム利用者（以下「代理者」といいます。）は、当該代理権を設定した範囲内の全ての

権限を代理するものとみなします。

- 3 団体の代表者と代理者との間の代理関係を変更又は終了させようとする代表者は、補助金等を交付する所管に報告し承認を得なければなりません。

(クレジットカード決済)

第12条 本システムの郵送請求システム部分を利用する利用者がクレジットカード決済を行う場合には、次の事項に留意するものとします。

- (1) 町からシステム利用者に対して通知された納付情報は適正に管理することとします。
- (2) 本システム又は関連システムの定期的又は臨時的な停止及び通信回線等の障害等により、クレジットカード決済が行えない場合があることとします。
- (3) 町は、クレジットカード決済により生じた損害について一切の責任を負わないこととします。
- (4) クレジットカード決済自体は、無料で行うことができますが、クレジットカードの作成、維持に関する費用等は利用者の負担となることとします。

(準拠法及び管轄)

第13条 この告示は日本の国内法に準拠するものとします。また、本システムの利用又はこの告示に関して町と利用者との間に生ずる全ての紛争については、岡山地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

(利用規約の変更)

第14条 町は、必要があると認めるときは、予告なくこの告示を変更できるものとします。この告示の変更後に利用者が本システムを利用したときは、利用者は、変更後の告示に同意したものとみなします。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町が別に定めるものとします。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日告示第28号)

この告示は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日(令和5年4月1日)から施行する。

附 則（令和5年6月30日告示第63号）

この告示は、令和5年8月1日から施行する。

附 則（令和5年9月28日告示第79号）

この告示は、令和5年11月1日から施行する。